

福祉医療費現物給付の対象地域等

支給対象者

対象者	助成方法	現物給付の対象地域
乳幼児 (0歳～小学校入学前まで)	現物給付	長崎県内の医療機関（一部除く）
小・中学生 (小学1年の4月～ 中学3年の3月末まで)	現物給付	島原市・雲仙市・南島原市・諫早市・長崎市・長与町・時津町・西海市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町の医療機関 (一部除く。接骨院や鍼灸院（柔整）は対象外。)

※ 小・中学生には、ひとり親家庭の子、障害者医療の児童も含まれます。

助成方法

現物給付・・・医療機関等で、福祉医療費受給者証を提示することで、お支払いが自己負担額までになります。

- 黄色の福祉医療費受給者証(公費負担者番号の記載されたもの)をお持ちの乳幼児・小中学生が対象です。
- 対象医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証を提示してください。
- 受給者証を提示しなかったり、対象外の医療機関等で受診した場合など、**現物給付による助成が受けられなかった場合は、償還払いにより支給**します。

自己負担額・・・1医療機関ごとに月の診療日数が
1日の場合800円、2日以上の場合1,600円まで(1か月ごと)

△院外処方箋の薬局分は、自己負担額は0円

△予防接種や文書料等の自費分は福祉医療助成対象外

△学校でのけが等で「日本スポーツ振興センター災害共済給付」が受けられる場合は福祉医療助成対象外

償還払・・・保険診療の一部負担金を医療機関の窓口で支払い領収書または証明書と一緒に申請書を市の窓口に出すことにより、後日、医療費(保険診療分)から、**自己負担額**を差し引いた額を口座に振り込みます。

- 福祉医療費支給申請書を月ごと、医療機関ごとに作成し、診療月の翌月以降に提出してください。
- 申請書は、病院や薬局が証明した申請書(※)もしくは、領収証(写し可)を添付してください。
※福祉医療費支給申請書
- 申請書用紙は、各市の窓口にあります。
- 診療月から5年を過ぎると、時効により申請できなくなるのでご注意ください。

【お問い合わせ】

島原市 こども課
☎0957-62-8003

雲仙市 こども支援課
☎0957-47-7874

南島原市 こども未来課
☎0957-73-6652